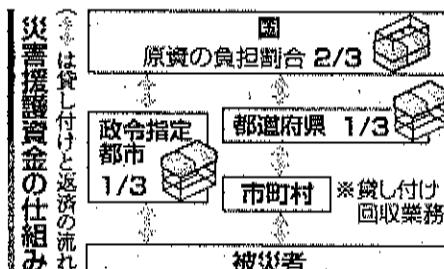
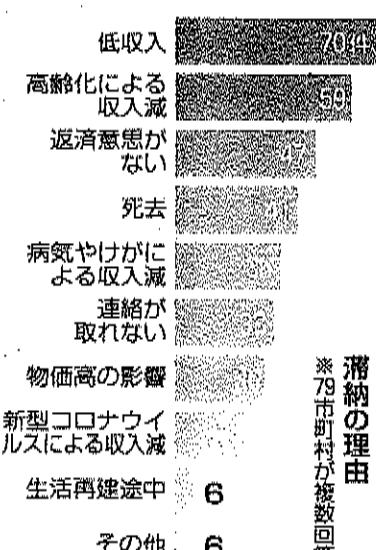


災害援護資金 低所得・高齢者多く



災害復興資金に融資して置かれたり、世帯主が負傷したりした一定の所得未満の世帯に貸し大350万円を貸す制度。東日本大震災の場合は、当初6年間は返済が猶予されるが、原則毎年13年で返済しなければならず、今年は多くの人が期限を迎える。内閣府によると、借りた人の約4割以上は返済が始まっている。

と省た自治体は70%以上の最も多かった。次いで「高齢化による収入減」(59自治体)、「退済意がな」(47自治体)だった。「病気やけがによる収入減」(35自治体)のほか、「新型コロナウイルスの影響による収入減」や「物価高の影響」と答えた自治体もあった。

「半年！」と「25万円」という数字が、彼の頭を拡大させていた。

貸し付け限
中だ。
高城原松島町の「元々低所得のものや親族の援助による新たな収入より返済できるない」と語る。仙台市は被災者約26億円と原野市は約4600人以上貸し出している。

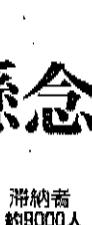
東日本大震災で被災した人の生活再建のため国や都道府県が
拠出し市町村が貸し付けた「災害復興資金」について、着手、
宮城、福島3県で約9千人が約63億円の返済を滞納している
ことが共同通信の調査で分かった。貸付対象者の約3割以上が
7市町が返済を求める訴訟を計2127件起していい」とも判
明。滞納しているのは低所得者や高齢者が多く、返済が被災者
の負担となっている状態が浮かび上がった。=●面参照

結果になると約2万8千人に
総額約498億円が貸し付けられ、うち約6500人が約1.3
億円を借りた。分割返済など定められた期日までに返済
していないのは、約9千人で還済額は約63億円だった。死に
亡・破産などで失踪になった額
も約11億円あった。

東日本大震災で災害賠償金を借りた着手、宮城県福島3県の被災者のおよそ3人に1人、約9万人が賃貸を滞納していた。回収を担う市町村にとって負担となる。同制度を通しては阪神大震災の際にも賃貸が相次ぎ、自治体が返済を免除した例がある。能登半島地震でも同様の問題が

人数	完済し 約6500人
返済された人	返済し 約700人
金額	※昨年末時点
官城県や仙台市は2021年、資金を徴収したのに	対し返済期間の延長を要望。仙台弁護士会も同様の要望をしている。
3県の79自治体を対象に した共同通信の調査では、 納入者がいると答えたのは 64自治体に上る。うち33回 は回収困難となる金額 まで示す。既に提出したや	官城県や仙台市は2021年、資金を徴収したのに 対し返済期間の延長を要望。仙台弁護士会も同様の 要望をしている。

**被災者9千人
63億円滞納**



岩手、宮城、福島の災害援護資金の返済状況 東日本大震災による特例分

貸し付け限界 能登でも懸念

